

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年5月15日（平成29年（行情）諮問第180号）

答申日：平成30年2月26日（平成29年度（行情）答申第473号）

事件名：特定団地アスベスト除去（補修）工事に係る建設工事計画届等の一部
開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定労働基準監督署が平成27年特定月日、平成21年特定月日、平成22年特定月日及びこれら以外の日に石綿則に基づき「計画の届出」を受理した特定工事に関係する、工事の届出、審査復命書及び添付資料一切、工事に関し調査を行った際に作成した復命書および添付資料の一切。」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした各決定については、別表5ないし別表8の5欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、神奈川労働局長（以下「処分庁」という。）が、別紙に掲げる日付及び文書番号により行った各一部開示決定（以下、併せて「原処分」という。）について取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

本審査請求に係る不開示処分は誤りであるので、処分の取消しを求める。
理由

法5条1号に該当しているとしても本件は同号ただし書イ又はロに該当する。

法5条2号のただし書に該当する。

法5条6号には該当しない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

（1）本件審査請求の経緯

ア 本件審査請求は、審査請求人が、平成28年6月15日付け（同月24日受付）で、処分庁に対して、法3条の規定に基づき本件対象文

書に係る開示請求を行った。

イ これに対し、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、平成29年2月14日付け（同月15日受付）で審査請求を提起したものである。

（2）諮問庁としての考え方

原処分において不開示とした部分については、法5条1号、2号イ及び6号柱書きに基づき原処分を維持して不開示とすることが妥当であると考える。

（3）理由

ア 本件対象文書の特定について

本件開示請求を受けて、処分庁で探索したところ、審査請求人が開示請求書において特定した特定建物の工事に関する届出が認められた。このため、当該工事に係る建設工事計画届及びその添付文書及び計画審査表等（別表1に掲げる文書番号1ないし3の文書及び別表2に掲げる文書番号1ないし8の文書及び別表3に掲げる文書番号1ないし3の文書及び別表4に掲げる文書番号1ないし3の文書）を本件対象文書として特定した。

イ 建設工事計画届について

建設工事計画届とは、労働安全衛生法88条3項及び労働安全衛生規則90条に基づき、仕事を行う事業者等が作成し、所轄の労働基準監督署長に提出したものである。

建設工事計画届のうち本件請求の対象は、労働安全衛生規則90条5の2号に規定する仕事のものであり、具体的には耐火建築物又は準耐火建築物で、石綿等が吹き付けられているものにおける石綿等の除去の作業を行う仕事を行う際に提出が義務づけられているものである。

ウ 不開示情報該当性について

（ア）法5条1号該当性について

別表1に記載した情報のうち、対象文書2の1並びに対象文書3の2、4、7、10、14、15、19、21及び23並びに、別表2に記載した情報のうち、対象文書2の1、対象文書3の1、4、6、8、10、11、14、17、19、22、23、26及び29、対象文書4の2、対象文書6の1、対象文書7の1並びに対象文書8の1並びに、別表3に記載した情報のうち、対象文書2の1並びに対象文書3の1、3、6、9、11、12、15、17、19及び22並びに、別表4に記載した情報のうち、対象文書2の1並びに対象文書3の1、3、5、7、10、12、13、16、18、20、23、25、27及び29の不開示部分には、本件工事

に係る関係者氏名等，特定個人を識別する情報が記載されており，これらの情報については，法5条1号に該当し，かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため，不開示とすることが妥当である。

(イ) 法5条2号イ該当性について

別表1に記載した情報のうち，対象文書1の1，対象文書2の2並びに対象文書3の1，3，5，6，8，9，11ないし13，16ないし18，20，22及び24ないし27並びに，別表2に記載した情報のうち，対象文書1の1，対象文書2の2，対象文書3の2，3，5，7，9，12，13，15，16，18，20，21，24，25，27及び28，対象文書4の1及び3，対象文書5の1，対象文書7の2並びに対象文書8の2及び3並びに，別表3に記載した情報のうち，対象文書2の2並びに対象文書3の2，4，5，7，8，10，13，14，16，18，20及び21並びに，別表4に記載した情報のうち，対象文書1の1，対象文書2の2並びに対象文書3の2，4，6，8，9，11，14，15，17，19，21，22，24，26，28及び30の不開示部分には，本件工事に係る特定事業場のノウハウや取引先企業に関する情報が記載されている。このため，これらの情報を公にすると，同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから，法5条2号イの不開示情報に該当し，不開示とすることが妥当である。

(ウ) 法5条6号柱書き該当性について

別表1に記載した情報のうち，対象文書1の2並びに，別表2に記載した情報のうち，対象文書1の2，対象文書4の3，対象文書5の1，対象文書6の2及び対象文書7の3並びに，別表3に記載した情報のうち，対象文書1の1並びに，別表4に記載した情報のうち，対象文書1の2の不開示部分には，工事計画審査や安全衛生指導の結果，それに基づく対処方針等労働基準監督機関が行う事務に関する情報が記載されている。これらを公にすると，審査・指導事務の手法等が明らかになり，当該事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあることから，法5条6号柱書きの不開示情報に該当し，不開示とすることが妥当である。

(4) 審査請求人の主張に対する反論について

審査請求人は，審査請求書の中で原処分は誤りであり，その理由として「法5条1号に該当しているとしても本件は同号ただし書イ又はロに該当する。法5条2号のただし書に該当する。法5条6号には該当しない。」と主張するが，本件対象文書の不開示情報該当性については，上

記（３）ウで述べたとおりであるため、法の解釈適用を誤った事実は認められず、審査請求人の主張は認められない。

（５）結論

以上のとおり、本件対象文書については、法５条１号及び２号イ並びに６号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

２ 補充理由説明書

法１９条の規定に基づき、平成２９年５月１２日付け厚生労働省発基安０５１２第３３号により諮問した平成２９年（行情）諮問第１８０号に係る理由説明書（上記１。以下同じ。）について、諮問庁においては、原処分を維持すべきものとして諮問したものであるが、併せて開示情報に該当しないこと等について下記のとおり、追加して説明する。

記

（１）理由説明書別表１ないし４の対象行政文書番号１「計画審査表」について

１頁目の「審査結果」欄、「署長判決」欄、「処理経過欄」及び「実施予定日」欄については、法５条６号に該当すると判断するものであるが、当該部分を開示することで、建設工事計画届を提出した事業者が実施する工事内容の審査結果を明らかにすることとなるからである。

さらに、上記項目を開示することで、審査結果内容によっては当該事業者の建設工事に対する監督署の指導等に関する情報が明らかとなり、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法５条２号イの不開示妥当性に該当することも併せて説明することとしたい。

（２）理由説明書別表２対象行政文書番号６「安全衛生指導書」及び対象行政文書番号７「改善報告書」について

９８，９９頁目及び１００頁目の「安全衛生指導書」の「項目」欄及び「指導事項」欄並びに「改善報告書」の「指導事項」欄、「改善内容」欄及び「改善完了期日」欄については、法５条６号柱書きに該当すると判断するものである。当該部分については、労働基準監督機関が集団指導、個別指導等を実施する際の指導内容等、行政指導事務の実施内容に関する情報が含まれているため、公にすることにより、行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法５条６号イの不開示妥当性に該当すると判断することを申し添える。

また、上記項目を開示することで、監督署から受けた指導等の内容及びこれを踏まえて当該事業場が実施した改善措置内容が明らかとなり、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、法５条２号イに該当することも併せて説明するこ

ととしたい。

(3) 新たに開示することとする部分について

行開第14号の1頁の「実施予定日」欄については、空欄であることから、不開示理由に該当するとは認められないため、新たに開示することとする。

行開第14号の4頁の「基準」欄及び「単位」欄については、単に石綿の含有率の法定基準（注：厳密には、文書記載の0.1%未満ではなく、0.1%以下）を示しているのみであり、これが不開示理由に該当するとは認められないため、新たに開示することとする。

また、行開第14号の70頁については、当初、石綿分析認定証を全部不開示としていたところであるが、当該認定証は、ある一定以上の分析技術等を保有した個人に対して広く交付することから、当該様式が不開示理由に該当するとは認められないため、新たに開示することとする。なお、「認定証番号」、「認定ランクを表す英字」、「氏名」、「有効期限」及び「発行年月日」は、法5条1号の不開示妥当性に、認定証発行事業者の「印影」は、法5条2号イの不開示妥当性に該当することから不開示を維持することを申し添える。

また、行開第15号の91頁ないし92頁のうち、特定の号室や除去箇所を特定する情報（91頁の「1採取試料（検体）」及び92頁の表の検体・検体名）については、本件は、将来除去すべき石綿（資産除去債務等に関わる。）が残存する封じ込めや囲い込み工事ではなく除去工事であること、及び県営住宅であることから、不開示理由に該当するとは認められないため、新たに開示することとする。

さらに、93頁の「特定団地（ア）アスベスト除去（補修）工事に伴う引越のお知らせ」の担当部課及び担当者名以外の部分について、不開示理由に該当するとは認められないため、新たに開示することとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|-----------------|
| ① | 平成29年5月15日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月25日 | 審議 |
| ④ | 同年11月16日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ | 平成30年1月18日 | 諮問庁から補充理由説明書を收受 |
| ⑥ | 同年2月22日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「特定労働基準監督署が平成27年特定月日、平成21年特定月日、平成22年特定月日及びこれら以外の日に石綿則に基づき

「計画の届出」を受理した特定工事に関係する、工事の届出、審査復命書及び添付資料一切、工事に関し調査を行った際に作成した復命書および添付資料の一切。」である。

処分庁は、本件対象文書の一部について、法5条1号、2号イ及びロ並びに6号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分を取り消し不開示とした部分の開示を求めている。

これに対して、諮問庁は、当初、原処分で不開示とした部分については、法5条1号、2号イ及び6号柱書きに該当し、原処分を維持して不開示とすることが妥当であるとしていたが、その後、補充理由説明書において、原処分で不開示とした部分のうち、一部を新たに開示することとし、その余の部分については、同条1号、2号イ並びに6号柱書き及びイに該当し、不開示とすることが妥当であるとしていることから、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 別表5ないし別表8の5欄に掲げる部分について

ア 別表6の通番11、別表7の通番7及び通番10並びに別表8の通番6及び通番10

当該部分は、特定の法人における職名を除く押印欄であり、かつ空欄となっているものである。当該部分は、法5条1号本文に規定する個人に関する情報であるとは認められず、開示すべきである。

イ 別表5の通番1及び別表6の通番25

当該部分は、特定工事計画の届出事業者の電話番号であり、原処分で開示されている情報（神行開第28-15号の1頁、神行開第28-16号の69頁他（「神行開」は、本件各開示決定通知書の文書記号である。以下同じ。））と同じものであると認められ、これを公にしても、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないことから、法5条2号イに該当せず、開示すべきである。

ウ 別表6の通番2、通番36及び通番38

(ア) 当該部分のうち、通番2は、計画審査表の「審査結果」欄の左から5つ目及び7つ目の項目であり、通番36は、安全衛生指導復命書の「指導種別」欄であり、いずれも、原処分で開示されている情報（神行開第28-15号の95頁「安全衛生指導復命書」の「参考事項・意見」欄、98頁「安全衛生指導書」の宛先、発出者等の記載）から推認できる内容であると認められる。

(イ) 当該部分のうち、通番38は、「石綿等が使用されている建築物等の解体等作業 石綿ばく露防止対策 監督指導・個別指導・実地

調査付表」(以下「実地調査付表」という。)の「指導票交付の有無」欄であり、原処分で開示されている情報(神行開第28-15号の98頁「安全衛生指導書」の文書名、宛先、発出者等の記載)から推認できる内容であると認められる。

(ウ) 上記(ア)及び(イ)から、当該部分は、これを公にしても、特定事業場の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準監督機関の行う審査・指導事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、法5条2号イ及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分について

ア 法5条1号該当性

(ア) 別表5の通番19及び別表6の通番28の名簿部分

当該部分は、各作業員の番号、氏名、職種、雇入年月日、経験年数、生年月日、年齢、現住所、家族連絡先、一般健康診断日(別表6の通番28は、「最近の健康診断日」)、血压、血液型、石綿則健康診断日(別表6の通番28は、「特殊健康診断日」)、じん肺健康診断日(別表6の通番28は、「種類」)、教育・資格・免許、入場年月日及び退場年月日(別表6の通番28は、「受入教育実施年月日」)であり、それぞれ、一体として、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、かつ、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。

当該部分のうち、番号、氏名、生年月日、年齢及び現住所は、個人識別部分であることから、法6条2項による部分開示の余地もない。その余の部分は、家族連絡先、健康診断日、血压、教育・資格・免許等であり、一般的に他人に知られたくない情報であり、かつ、同僚等の関係者にとって、当該個人を特定する手掛かりとなり得るものであることから、個人の権利利益を害するおそれがないとは認められず、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表5の通番4、通番7、通番9、通番12、通番15、通番20、通番24、通番26、通番28及び通番31、別表6の通番4、通番6、通番9、通番13、通番15、通番16、通番19、通番22、通番24、通番27、通番28(所長名部分)、通番31、通番33、通番35、通番39、通番41及び通番44、別表7の通番3、通番5、通番13、通番15、通番16、通番19、通番21、通番23及び通番26並びに別表8の通番4、通番8、通番

1 2, 通番 1 5, 通番 1 7, 通番 1 8, 通番 2 1, 通番 2 3, 通番 2 5, 通番 2 8, 通番 3 0, 通番 3 2 及び通番 3 4

当該部分は、下記 a ないし e のとおりである。

- a 建設工事計画届の参画者の氏名, 経歴の概要 (別表 5 の通番 4, 別表 6 の通番 4, 別表 7 の通番 3 及び別表 8 の通番 4)
- b 安全衛生指導復命書の面接者職氏名, 安全衛生指導書の受領者職氏名及び印影, 改善報告書の代表者職氏名欄の担当者の氏名及び印影並びに改善報告書添付資料の個人名 (別表 6 の通番 3 5, 通番 3 9, 通番 4 1 及び通番 4 4)
- c 施工管理体組織, 緊急連絡体制表等各種の組織体制図表の担当者等の氏名及び携帯電話番号, 現場代理人の氏名及び携帯電話番号等 (別表 5 の通番 7, 通番 1 2 及び通番 1 5, 別表 6 の通番 6, 通番 9, 通番 1 3, 通番 1 5, 通番 1 6, 通番 2 4, 通番 2 7, 通番 2 8 (所長名部分) 及び通番 3 1, 別表 7 の通番 5, 通番 1 3, 通番 1 5, 通番 1 6, 通番 2 3 及び通番 2 6 並びに別表 8 の通番 8, 通番 1 2, 通番 1 5, 通番 1 7, 通番 1 8, 通番 2 5, 通番 2 8, 通番 3 0, 通番 3 2 及び通番 3 4)
- d 業務に関連する講習の修了証, 資格の登録証等の当該修了者等の氏名, 写真, 生年月日, 修了証番号等 (別表 5 の通番 2 0, 通番 2 4, 通番 2 6, 通番 2 8 及び通番 3 1, 別表 6 の通番 1 9, 通番 2 2 及び通番 3 3, 別表 7 の通番 1 9 及び通番 2 1 並びに別表 8 の通番 2 1 及び通番 2 3)
- e 施工に関する図面における発注者の担当者の職名及び印影 (別表 5 の通番 9)

当該部分は、法 5 条 1 号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、かつ、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められず、また、個人識別部分であり、法 6 条 2 項に基づく部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法 5 条 1 号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法 5 条 2 号イ該当性

別表 5 の通番 5, 通番 6, 通番 8, 通番 1 0, 通番 1 1, 通番 1 3, 通番 1 4, 通番 1 6 ないし通番 1 8, 通番 2 1 ないし通番 2 3, 通番 2 5, 通番 2 7, 通番 2 9, 通番 3 0, 通番 3 2 及び通番 3 3, 別表 6 の通番 1, 通番 5, 通番 7, 通番 8, 通番 1 0, 通番 1 2, 通番 1 4, 通番 1 7, 通番 1 8, 通番 2 0, 通番 2 1, 通番 2 3, 通番 2 5, 通番 2 6, 通番 2 9, 通番 3 0, 通番 3 2, 通番 3 4, 通番 4 2, 通番 4 5 及び通番 4 6, 別表 7 の通番 4, 通番 6, 通番

8, 通番 9, 通番 11, 通番 12, 通番 14, 通番 17, 通番 18, 通番 20, 通番 22, 通番 24 及び通番 25 並びに別表 8 の通番 1, 通番 5, 通番 7, 通番 9, 通番 11, 通番 13, 通番 14, 通番 16, 通番 19, 通番 20, 通番 22, 通番 24, 通番 26, 通番 27, 通番 29, 通番 31, 通番 33 及び通番 35

当該部分は、下記（ア）及び（イ）のとおりである。

（ア）事業者に係る情報

本件工事の下請事業者等関連する事業者の名称, 所在地, 電話番号, F A X 番号, 関連する許認可の番号等, 業務に関連する講習の修了証・資格の登録証等に係る登録機関等の法人の印影, 被登録法人の名称, 所在地, 登録番号等（別表 5 の通番 5（印影部分）, 通番 6（印影部分）, 通番 8, 通番 13, 通番 16（測定業者部分）, 通番 21, 通番 22（「申請者」欄及び「事務所及び事業場の所在地」欄）, 通番 23, 通番 25, 通番 27, 通番 29, 通番 30, 通番 32, 別表 6 の通番 5（印影部分）, 通番 12（職名部分）, 通番 17, 通番 20（40 頁及び 41 頁）, 通番 21, 通番 25, 通番 29, 通番 32 及び通番 42, 別表 7 の通番 4（印影部分）, 通番 8（職名部分）, 通番 11（職名部分）, 通番 17, 通番 18（64 頁）, 通番 20, 通番 24, 別表 8 の通番 5（印影部分）, 通番 7（職名部分）, 通番 11（職名部分）, 通番 19, 通番 20（63 頁）, 通番 22, 通番 26, 通番 31）

（イ）工事及び検査に係る情報

本件工事の請負金額, 施工の内容, 施工図面, 工程表, 安全衛生管理や石綿粉じん飛散防止等の計画内容, 石綿等の検査結果, 使用する材料・機器等に関する情報（別表 5 の通番 5（（ア）を除く部分）, 通番 6（（ア）を除く部分）, 通番 10, 通番 11, 通番 14, 通番 16（（ア）を除く部分）, 通番 17, 通番 18, 通番 22（（ア）を除く部分）及び通番 33, 別表 6 の通番 1, 通番 5（（ア）を除く部分）, 通番 7, 通番 8, 通番 10, 通番 12（（ア）を除く部分）, 通番 14, 通番 18, 通番 20（（ア）を除く部分）, 通番 23, 通番 26, 通番 30, 通番 34, 通番 45 及び通番 46, 別表 7 の通番 4（（ア）を除く部分）, 通番 6, 通番 8（（ア）を除く部分）, 通番 9, 通番 11（（ア）を除く部分）, 通番 12, 通番 14, 通番 18（（ア）を除く部分）, 通番 22 及び通番 25 並びに別表 8 の通番 1, 通番 5（（ア）を除く部分）, 通番 7（（ア）を除く部分）, 通番 9, 通番 11（（ア）を除く部分）, 通番 13, 通番 14, 通番 16, 通番 20（（ア）を除く部分）, 通番 24, 通番 27, 通番 29, 通番 33 及び通番 3

5)

当該部分は、これを公にすると、取引関係、施工内容や安全衛生等に関する事業者のノウハウ等が明らかとなり、元請け事業者を含め下請事業者等本件工事に関連する事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 法5条6号柱書き該当性

別表5の通番3、別表6の通番3、別表7の通番2及び別表8の通番3は、計画審査表の審査担当官意見である。

当該部分には、工事計画審査や安全衛生指導の結果、それに基づく対処方針等担当審査官の意見が記載されており、これを公にすると、審査・指導事務の手法等が明らかとなり、労働基準監督機関が行う当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

エ 法5条2号イ及び6号柱書き該当性

別表5の通番2、別表6の通番2及び通番36ないし通番38、別表7の通番1並びに別表8の通番2は、計画審査表における審査結果、署長判決、実施予定日及び処理経過欄並びに安全衛生指導復命書の署長判決、違反法条項・指導事項等及び実地調査付表の不開示部分である。

(ア) 当該部分のうち、通番36の一部である「違反法条項・指導事項等」欄には、労働関係法違反に係る違反法条項・指導事項等が記載されている。本件事案は、本件工事を請け負った事業者の名称が原処分において既に開示されていることから、これが公になると、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、同欄は、法5条2号イに該当し、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) その余の部分は、計画審査表における審査結果、署長判決、実施予定日及び処理経過欄、安全衛生指導復命書の署長判決、実地調査付表の不開示部分等であり、これを公にすると、審査・指導事務の手法等が明らかとなり、労働基準監督機関が行う当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法5条6号柱書きに該当し、同条2号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

オ 法5条2号イ並びに6号柱書き及びイ該当性

別表6の通番40及び通番43は、安全衛生指導書の項目及び指導事項並びに改善報告書の指導事項、改善内容及び改善完了日である。

当該部分には、事業者が労働基準監督署から受けた指導内容及びこれを踏まえて当該事業者が実施した改善措置内容等の情報が記載されており、これを公にすると、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、法5条2号イに該当し、同条6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書において、本件の不開示部分は、法5条1号ただし書口及び2号ただし書の「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当する旨を主張する。

しかしながら、当該不開示部分を公にすることについて、当該部分を不開示とすることにより保護される利益を上回る公益上の必要があるとは認められないことから、当該主張を採用することはできない。

4 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ及び口並びに6号柱書きに該当するとして不開示とした各決定については、諮問庁が、同条1号、2号イ並びに6号柱書き及びイに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表5ないし別表8の5欄に掲げる部分以外の部分は、同条1号、2号イ及び6号柱書きに該当すると認められるので、同号イについて判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、別表5ないし別表8の5欄に掲げる部分は、同条1号、2号イ及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別紙

各開示決定通知書の日付及び文書番号

- ・平成28年12月28日付け神行開第28-14号
- ・同日付け神行開第28-15号
- ・同日付け神行開第28-16号
- ・同日付け神行開第28-17号

別表1（神行開第28-14号）：省略

別表2（神行開第28-15号）：省略

別表3（神行開第28-16号）：省略

別表4（神行開第28-17号）：省略

別表5（補充理由説明書：神行開第28-14号）

1 対象 行政文 書		2 不開示部分			3 通番	4 不開 示情報 (法5 条該当 号)			5 開示すべき 部分
番号	文書 名	頁	該当箇所			1 号	2 号 イ	6 号 柱 書き	
1	計 画 審 査 表	1	1	「業種 事業者 名（工事名 称）」欄のうち 電話番号	1		○		全て
			2	「審査結果」欄 及び「署長判 決」欄	2		○	○	
			3	1, 2以外の不 開示部分	3			○	
2	建 設 工 事 計 画 届	2	1	「参画者の氏 名」欄	4	○			
			2	1以外の不開示 部分	5		○		
3	計 画 届 添 付 文 書	4 ～ 7	1	4頁「基準」及 び「単位」以外 の不開示部分	6		○		
			8	2	不開示部分	7	○		
			1 1	3	不開示部分	8		○	
			1 3	4	発注者の担当者 の印影	9	○		

		1517~20	5	4 以外の不開示部分	1 0		○		
		21	6	不開示部分	1 1		○		
		22~	7	担当者名, 担当者の携帯電話番号	1 2	○			
		23	8	7 以外の不開示部分	1 3		○		
		24~	9	不開示部分	1 4		○		
		36	10	作業環境測定士, 計量士の氏名及び登録番号	1 5	○			
			11	1 0 以外の不開示部分	1 6		○		
		37~	12	不開示部分	1 7		○		
		41	13	不開示部分	1 8		○		
		43	14	不開示部分	1 9	○			
		45	15	発行番号, 氏名, 発行年月日	2 0	○			

		1 6	印影	2 1		○		
4 6 ~ 5 2		1 7	不開示部分	2 2		○		
5 3 ~ 6 4		1 8	印影	2 3		○		
		1 9	1 8 以外の不開 示部分	2 4	○			
6 5 ~ 6 6		2 0	発行者の法人名 及び印影	2 5		○		
		2 1	2 0 以外の不開 示部分	2 6	○			
6 7		2 2	不開示部分	2 7		○		
6 8		2 3	氏名，生年月 日，登録年月 日，登録番号， 発行日	2 8	○			
		2 4	2 3 以外の不開 示部分	2 9		○		
6 9		2 5	不開示部分	3 0		○		
7 0		2 6	認定証番号，認 定ランクを表す 英字，氏名，有 効期限，発行年 月日	3 1	○			
		2 7	印影	3 2		○		
7 2 ~		2 8	不開示部分	3 3		○		

		9						
		3						

別表6（補充理由説明書：神行開第28-15号）

1 対象 行政文 書		2 不開示部分		3 通番	4 不開示情 報（法5条 該当号）				5 開示すべき 部分	
番号	文書 名	頁	該当箇所		1 号	2 号 イ	6 号 柱 書き	6 号 イ		
1	計 画 審 査 表	1	1	請負金額	1		○			
			2	「審査結果」欄，「署長判決」欄，「処理経過欄」及び「実施予定日」欄	2		○	○		「審査結果」欄のうち，左から5つ目及び7つ目の項目
			3	1，2以外の不開示部分	3			○		
2	建 設 工 事 計 画 届	2 ～ 3	1	「参画者の氏名」欄，「参画者の経歴の概要」	4	○				
			2	1以外の不開示部分	5		○			
3	計 画 届 添 付 文 書	5	1	現場代理人の氏名，携帯電話番号	6	○				
			2	1以外の不開示部分	7		○			
		6	3	不開示部分	8		○			
		7	4	現場代理人の氏名	9	○				
			5	4以外の不開示部分	10		○			

		9 ~	6	発注者の担当者の印影欄	1 1	○				全て
		1 3	7	6 以外の不開示部分	1 2		○			
		1 6 ~ 1 7	8	不開示部分	1 3	○				
		1 8	9	不開示部分	1 4		○			
		1 9 0	1 0	不開示部分	1 5	○				
		2 2 2	1	担当者名, 担当者の携帯電話番号	1 6	○				
			1 2	1 1 以外の不開示部分	1 7		○			
		2 3 3 ~ 3 8	1 3	不開示部分	1 8		○			
		3 9 4	1 4	不開示部分	1 9	○				
		4 0 5 ~ 7 9	1 5	不開示部分	2 0		○			
		8 0 6 ~ 8 7 1	1	印影	2 1		○			
			1 7	1 6 以外の不開示部分	2 2	○				
			8 2 8	1 8	不開示部分	2 3		○		

		8 3	1	氏名	2 4	○				
			2 0	1 9 以外の不 開示部分	2 5		○			電話番号
		8 4 ～ 8 5	2 1	不開示部分	2 6		○			
			8 8 2	不開示部分	2 7	○				
		8 9 ～ 9 0	2 3	表の項目以外 の部分	2 8	○				
			2 4	2 3 以外の不 開示部分	2 9		○			
		9 1 ～ 9 2	2 5	「2 試料の調 整と分析」及び 「3 測定結 果」の本文及び 表の不開示部分	3 0		○			
			9 3 6	担当部課及び担 当者名	3 1	○				
		9 4	2 7	印影	3 2		○			
			2 8	2 7 以外の不 開示部分	3 3	○				
4	安 全 衛 生 指 導 復 命 書	9 5	1	「労働者数」欄 のうち数字	3 4		○			
			2	面接者職氏名	3 5	○				
		3	1, 2 以外の不 開示部分	3 6		○	○		9 5 頁の「指導 種別」欄	
		9 6	4	不開示部分	3 7		○	○		

5	石綿等が使用されている建築物等の解体等作業石綿ばく露防止対策監督指導・個別指導・実地調査付表	97	1	不開示部分	38		○	○		「指導票交付の有無」欄
6	安全衛生指導書	98~99	1	「受領者職氏名」欄の氏名及び印影	39	○				
			2	「項目」欄及び「指導事項」欄	40		○	○	○	
7	改善報告書	100	1	「代表者職氏名」欄の担当者の氏名及び印影	41	○				
			2	法人の印影	42		○			
			3	「指導事項」欄，「改善内容」欄及び「改善完了期日」欄	43		○	○	○	

8	改善 報告書 添付資料	1 0 1 ~ 1 0 6	1	個人名	4 4	○			
			2	1 以外の不開示 部分	4 5		○		
		1 0 8 ~ 1 1 2	3	不開示部分	4 6		○		

別表 7 (補充理由説明書：神行開第 2 8 - 1 6 号)

1 対象 行政文 書		2 不開示部分			3 通番	4 不開 示情報 (法 5 条該当 号)			5 開示すべき 部分
番号	文書 名	頁	該当箇所			1 号	2 号 イ	6 号 柱 書き	
1	計画 審査 表	1	1	「審査結果」 欄, 「署長判 決」欄及び「処 理経過欄」		1		○	○
			2	1 以外の不開示 部分		2			○
2	建設 工事 計画 届	2 ~ 3	1	「参画者の氏 名」欄, 「参画 者の経歴の概 要」		3	○		
			2	1 以外の不開示		4		○	

				部分				
3	計 画 届 添 付 文 書	6	1	現場代理人の氏名, 携帯電話番号	5	○		
			2	1 以外の不開示部分	6		○	
		8	3	発注者の担当者の印影欄	7	○		全て
			4	3 以外の不開示部分	8		○	
		9	5	不開示部分	9		○	
		1 0 ~ 1 3	6	発注者の担当者の印影欄	1 0	○		全て
			7	6 以外の不開示部分	1 1		○	
		1 4	8	不開示部分	1 2		○	
		1 7 ~ 1 8	9	不開示部分	1 3	○		
		1 9 0	1 0	不開示部分	1 4		○	
		2 0	1 1	不開示部分	1 5	○		
		2 3	1 2	担当者名, 担当者の携帯電話番号	1 6	○		
			1 3	1 3 以外の不開示部分	1 7		○	
		2 4 ~ 6 4	1 4	不開示部分	1 8		○	

		6 5	1 5	不開示部分	19	○			
		6 6	1 6	印影	20		○		
		6 6 7	1 7	16以外の不開 示部分	21	○			
		6 8	1 8	不開示部分	22		○		
		6 9	1 9	氏名	23	○			
			2 0	19以外の不開 示部分	24		○		
		7 0 ~ 7 1	2 1	不開示部分	25		○		
		7 4	2 2	不開示部分	26	○			

別表8（補充理由説明書：神行開第28-17号）

1 対象 行政文 書		2 不開示部分			3 通番	4 不開 示情報 (法5 条該当 号)			5 開示すべき 部分
番号	文書 名	頁	該当箇所			1 号	2 号 イ	6 号 柱 書き	
1	計 画 審 査 表	1	1	請負金額	1		○		
			2	「審査結果」 欄，「署長判 決」欄及び「処 理経過欄」	2		○	○	

			3	1, 2 以外の不 開示部分	3			○		
2	建 設 工 事 計 画 届	2	1	「参画者の氏 名」欄, 「参画 者の経歴の概 要」	4	○				
			2	1 以外の不 開示部分	5		○			
3	計 画 届 添 付 文 書	3 ~ 6	1	発注者の担当 者の印影欄	6	○			全て	
			2	1 以外の不 開示部分	7		○			
			9	3	現場代理人の氏 名, 携帯電話番 号	8	○			
				4	3 以外の不 開示部分	9		○		
		1 1 ~ 1 2	5	発注者の担当 者の印影欄	10	○			全て	
			6	5 以外の不 開示部分	11		○			
		1 3	7	担当者名	12	○				
			8	7 以外の不 開示部分	13		○			
		1 4	9	不 開示部分	14		○			
		1 7 ~ 1 8	1 0	不 開示部分	15	○				
		1 9	1 1	不 開示部分	16		○			
		2 0	1 2	不 開示部分	17	○				
		2	1	担 当者名, 担 当	18	○				

		3	3	者の携帯電話番号				
			1 4	1 3 以外の不開示部分	1 9		○	
		2 4 ~ 6 3	1 5	不開示部分	2 0		○	
		6 4	1 6	不開示部分	2 1	○		
		6 5	1 7	印影	2 2		○	
		~ 6 7	1 8	1 7 以外の不開示部分	2 3	○		
		6 8	1 9	不開示部分	2 4		○	
		6 9	2 0	氏名	2 5	○		
			2 1	2 0 以外の不開示部分	2 6		○	
		7 0 ~ 7 1	2 2	不開示部分	2 7		○	
		7 5	2 3	不開示部分	2 8	○		
		7 8 ~ 8 3	2 4	不開示部分	2 9		○	
		8 6	2 5	担当者名, 担当者の携帯電話番号	3 0	○		

		2 6	2 5 以外の不開 示部分	3 1		○		
		8 7 ~ 8 8	不開示部分	3 2		○		
		8 9 ~ 9 0	不開示部分	3 3		○		
		9 1	不開示部分	3 4		○		
		9 2 ~ 1 0 6	不開示部分	3 5		○		